

十島村公告第4号

地方自治法（昭和25年法律第261号）第22条の2の規定に基づき、令和5年2月15日付け十島村公告第2号の要領で募集した十島村会計年度任用職員（諏訪之瀬島出張所長）について、応募者がなかったため、応募資格等の一部を変更し、次のとおり募集します。

令和5年3月15日

十島村長 肥後正司

会計年度任用職員募集のお知らせ

- 1 **職種及び採用人員** 出張所長 1名
- 2 **雇用期間** 採用の日から令和6年3月31日までとする。
勤務状況良好につき、延長する場合があります。
- 3 **前回募集時からの一部見直し**
 - (1) 雇用期間 「令和5年4月1日から」を「採用の日から」に変更
 - (2) 応募資格 年齢要件「おおむね40歳未満の者」を「おおむね50歳未満の者」に変更
 - (3) 受付期間 応募締切日「令和5年3月10日（金）」を「令和5年4月7日（金）」に変更
- 4 **勤務地、応募資格、業務内容等**
 - (1) 応募資格 次の各号に掲げる条件を満たす者
 - ① 健康で、かつ意欲をもって職務を遂行する者で、地方公務員法第16条の欠格要件に準じ当該各号の規定に該当しない者
 - ② 学校教育法による高等学校以上を卒業した者
 - ③ 村内に住所を有する者又は現在村外に住所を有しているが採用後は十島村諏訪之瀬島に居住し、採用予定日から就業可能な者
 - ④ 採用時において、年齢がおおむね50歳未満の者
 - ⑤ 中学生以下の家族を有していること、あるいは婚姻していること、のいずれかを満たし、家族あるいは夫婦揃って諏訪之瀬島に居住可能であること
 - ⑥ 次のア～カのいずれかに該当しない者
 - ア 日本の国籍を有しない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受

けることがなくなるまでの者

ウ 国又は自治体職員等として懲戒免職相当の処分を受けた者

エ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 村税等公共料金を滞納している者

カ 村の各種委員会の委員である者

(2) 勤務地 諏訪之瀬島出張所（住居がない場合、応相談。）

(3) 業務内容 所属長の指揮監督を受け、次に掲げる業務に従事します。

① 村税及び国民健康保険税等の徴収に関すること。

② 使用料及び手数料の徴収に関すること。

③ 転入及び転出届けに関すること。

④ 国民年金、国民健康保険及び介護保険の取得及び喪失に関すること。

⑤ 急患、災害発生時の連絡調整に関すること。

⑥ 村有財産の管理運営に関すること。

⑦ 村営高速船の乗船券の発売並びに綱取りに関すること。

⑧ 村事業の労務使役管理に関すること。

⑨ 地域住民との行政等の連絡調整に関すること。

⑩ その他村長が必要と認めること。

(4) 勤務時間 週 37 時間 30 分で地域の実情に応じて所属長の命令を受けて割り振られた時間

(5) 所定労働時間を超える労働 有り

(6) 休日 年次有給休暇のほか、有給、無休の特別休暇があります。

(7) 給与等 基本給月額 203,100 円

(8) 手当 出張所管理手当 月額 46,000 円

期末手当（令和 4 年度実績 1.35 月）

退職報奨金（3 年超え後から付与）

(9) 保険補償等 共済組合健康保険、厚生年金、雇用保険等

(10) 地方公務員法の服務規定が適用されます。

4 選考の方法

書類審査のほか、筆記・面接試験

（筆記・面接試験は、書類審査後、改めて、通知します。）

5 合格通知 文書又は電話で各人に通知します。

6 応募手続き

(1) 応募書類の提出先及び問い合わせ先

十島村役場総務課総務係

〒892-0822 鹿児島市泉町14番15号

TEL 099-222-2101

様式は、ホームページからダウンロードしてください。

(2) 申し込み方法

申込書に必要事項を記入のうえ次の書類を添付して提出すること。

- ① 令和5年度会計年度任用職員応募用紙
- ② 履歴書・身上書
- ③ 面接カード

※ 履歴書に顔写真を貼付すること（申し込み前1月以内に帽子を着けないで正面上半身を撮影した縦4.5cm横3.5cmのもの）

※ 郵便で申込する場合は、封筒の表に「応募申込」と朱書きして必ず書留郵便とする。

(3) 受付期間

- ① 令和5年4月7日（金）必着（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分（郵便可。）